

令和3年

第11回大磯町農業委員会総会会議録

日時 令和3年10月25日 午後1時30分から

場所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番 安池 雅美

2番 青木 貞治

3番 二宮 賢一

5番 古正 輝子

6番 平原 則子

7番 竹内 欣也

8番 石井 雅浩

9番 鈴木 洋有

10番 吉川 正

11番 添田 政夫

12番 加藤 正和

13番 柳田 孝

16番 戸塚 昭雄

2 欠席委員

15番 近藤 剛司

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西方 敬吉 川京 男 柏木 博 松本 常男

5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人

書記

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第36号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて

議案第37号 大磯町農業委員会における新規参入基準に関する要綱(案)
について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に
ついて

議長 ただ今の出席委員は１３名で、定足数に達しておりますので令和３年第１１回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、１５番近藤剛司委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第１８条第１項の規定により、６番平原則子委員と７番竹内欣也委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第２の議案第３４号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第３４号「農地法第３条の規定による許可申請について」は議案書１ページの２件でございます。場所につきましては総会資料の１ページと２ページをご覧ください。

事務局 《議案第３４号１番を朗読・説明》

書記 議案第３４号１番につきましては、農地の所有権移転に関するものです。当該農地は地元の酪農家が所有する農振農用地の畑２筆で、譲受人の方は当該農地の隣に自宅がある兼業農家で、当該農地を購入することで営農の効率化が図られると考えられます。

なお、１０月１２日に寺坂地区担当の柏木推進委員と事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第３４号１番につきましては現地調査をお願いした寺坂地区担当の柏木推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（柏木） 推進委員の柏木です。議案第３４号１番の農地について、１０月１２日に私と事務局で現地確認を行いました。

譲受人の方は当該農地の隣接地に自宅があり、当該農地を購入することで営農の効率化が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、営農の効率化が図れるとのことです。

それでは、議案第３４号１番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第３４号１番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第３４号１番は原案とおり決定いたしました。

次に議案第３４号２番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第３４号２番を朗読・説明》

書記 議案第３４号２番につきましても、農地の所有権移転に関するものです。当該農地は市街化区域の畑２筆で、相続した農地を親族間で譲渡することで、農地の遊休化防止と有効活用が図られると考えられます。

なお、１０月１２日に高麗地区担当の青木委員と事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第３４号２番につきましては現地調査をお願いした高麗地区担当の青木委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

２番委員（青木） ２番青木です。議案第３４号２番の農地について、１０月１２日に私と事務局で現地確認を行いました。

相続した農地を親族間で譲渡することで、農地の遊休化防止と有効活用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と有効活用が図られるとのことです。

それでは、議案第３４号２番について、これより質疑に入ります。意見のある方は

挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第34号2番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第34号2番は原案とおりに決定いたしました。

議長 続きまして議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は議案書2ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。

事務局 《議案第35号1番を朗読・説明》

書記 当該農地は、生沢の町道と不動川に挟まれた場所に位置する市街化調整区域の第2種農地で、建設中の福祉施設の駐車場のために農地の一部を転用するものです。また、転用することによる周辺農地への影響はないと考えられます。

なお、10月12日に生沢地区担当の加藤委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。議案第35号1番につきましては現地調査をお願いした生沢地区担当の加藤委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番委員（加藤） 12番加藤です。議案第35号1番の農地について、10月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地の一部を南側の農地に建設中の福祉施設のための駐車場に転用するもので、北側はソーラーパネルが置かれた宅地、東側は町道、西側は不動川沿いの道路となっていて、周辺農地への影響はないと考えられます。

議長 ありがとうございました。転用による周辺農地への影響はないとのことですが、

それでは議案第35号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 農家用の出入口はどこでしょうか。

書記 駐車場の出入口と共用となっています。駐車場はフェンスで囲まれていないので町道側から入ってそのまま畑に行き来できます。また、不動川沿いにも道路があるので、そちら側からも農地に出入りできます。

《質 疑》

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第35号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第35号1番は原案とおり決定いたしました。
以上で議案第35号を終わります。

議長 それでは、次に議案第36号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第36号1番「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」は議案書3ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の4ページをご覧ください。

事務局 《議案第36号1番を朗読・説明》

書記 本議案の証明願いは、一般的には「納税猶予の入りの確認」と言われ、農地を相続で取得した人が相続税の納税猶予を受けるため申請するものです。農業委員会は申請者が適格者の要件を満たすかどうかを審議して証明書を交付します。

なお、10月12日に国府新宿担当の石井委員及び事務局で当該農地について現地確認を実施し、適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。議案第36号1番につきましては現地調査をお願いした国府新宿担当の石井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

8番委員（石井） 8番石井です。議案第36号1番の農地について、10月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は自宅北側の市街化区域の畑1筆で、適正に耕作されていることを確認しました。

議長 ありがとうございます。農地は適正に耕作されているということです。

ただ今の議案第３６号１番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第３６号１番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第３６号１番は原案とおり決定いたします。

議長 それでは、次に議案第３７号「大磯町農業委員会における新規参入基準に関する要綱（案）について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読の説明をお願いします。

書記 議案第３７号「大磯町農業委員会における新規参入基準に関する要綱（案）について」は、議案書４ページから１２ページをご覧ください。

この要綱（案）は、大磯町で新規就農を希望する個人及び参入を希望する法人の受入基準について定めるものです。

新規参入者は従来どおり一定の農業技術や経験を持ち合わせた者であることを要件として農地を借り入れることができます。

新規参入者が要件を満たすどうかは、農業委員及び農地利用最適化推進委員が提出された営農計画書をもとに面談を行い、十分な農業技術や経験があり、営農計画も妥当性があり無理のないものであるかどうか確認を行った結果、要件を満たすと判断された場合は推薦書を作成します。これは要件を満たさない参入者を受け入れることで地元農家などに迷惑を及ぼすことや、借りた農地の耕作放棄や安易に撤退してしまうことが考えられるからです。

また、農地の賃借または使用貸借する権利については、「農業経営基盤強化促進法」及び「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づく利用権設定とし、原則として権利設定期間は５年以内、借入面積は３０アール以下とします。

新規参入者が兼業農家や耕作放棄地解消を目的としたボランティア農業を希望する者である場合や一般法人が参入する場合は、解除条件付きとなります。

なお、農業委員会が特に認めた場合は、参入者の能力に応じて期間と面積を拡大することが可能とします。

このように参入基準を設けることにより、担い手として適正な個人や法人を受け入

れることで、地元農家とのトラブルを防ぎ、農地の集約化、集積化により農地の遊休化防止と有効活用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、大磯町で新規参入する個人及び法人について一定の基準を満たすことを条件とすることで、地元農家とのトラブルを防ぎ、担い手を受け入れることで農地の遊休化防止と有効活用が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 6月に一度出された時は、第4条の第3項が、農地法による権利設定は解除条件付の使用貸借のみとし期間は1年以内で面積は10アール以下とされていたところが、今回は農業委員会が特に認めた場合は、能力等に応じた期間と面積とすることができると変更されています。6月に出された時は自分としては違和感があり、農林水省農政農地課の専門官に身分を隠して電話をして確認をしました。専門官は私と意見が一致しまして、事務局に説明するので連絡をするようにと言われましたが、今回の議案でその点が変わっていましたので、あえて聞く必要もないので事務局にもその話をしています。

ただし、変更された点について具体的に伺いたいのが、新規参入者の能力等に応じてという点が不明です。農地法では取得した農地の全部耕作の義務が書かれていますが、経営にふさわしい機械等が備わっているのかというかもしれませんが、具体的に能力等とはどういうことなのか。

また、権利設定の面積や期間について、農業委員会法や農地法でそのような権限が農業委員会に認められ得るのかどうか説明していただきたい。

更に、第3条のオに農業委員や農地利用最適化推進委員の推薦を受けた者となっていますが、推薦することは負担が重いのではないかと。むしろ新規参入者に支援をするということで、財務的な課題があれば共通化を行って支援ができませんか。地域の農業委員や推進委員が課題の解決についてアドバイスできないものか。かながわ農業技術センターも近くにあり、そこの専門的な教育を受けた職員のアドバイスを頂けるようなセッティング作業をすとか、推薦に代えて具体的なアドバイスにした方が良いでしょう。

それから計画書ですが、目標年次にどうなっているかという計画書になっています。5年後を想定されていますが、それよりも目標年次に達成するまでの経過期間が重要であって、どのように進捗しているか具体的なチェックが重要であって、農地の状況や技術的なことや経営的なことや販売とか多面的な物事のチェックが重要で、チェック・アンド・サポートが必要だと思います。

書記 一点目の能力とはについてですが、新規参入者のヒアリングと提出していただいた営農計画書により、参入者の農業技術や経験、所有農業用機械等について精査することで参入後に農業者として自立できるのかどうか判断しています。今までは事務局や

産業観光課、かながわ農業アカデミーといった行政職員だけの確認を行っていましたが、近年の参入者の営農内容の多様化に伴い、農業者である農業委員や推進委員に内容をチェックしていただき、農業経営が成り立つのかどうか、どのように改善すれば良いのかといったことを見ていただくことにしました。能力とは営農計画書に書かれた目標を達成するための農業技術、研修経験、機械などが該当します。

二点目の、農業委員会の権限についてですが、農水省や関東農政局の担当職員に要綱案を送付して相談しましたが、国の法律に反しない範囲で自治体が要綱等を作成することは問題がなく、新規就農にあたり自治体が指針等を設けていることは、新規就農を拒む要因ではなく、あくまでも就農1年目の目安であると理解しているとのこと。このような回答から、制限と受け取られないように第4条（3）で新規就農者の能力に応じて期間や面積を変更できるようにしました。実際には農業参入を希望する法人がビニールハウスなどを設置する場合は長期契約で農地面積が大きくないと経営が成り立たないと考えられます。

3点目の推薦についてですが、ウとエに農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦が必要と明記されていますが、参入者の能力を確認するにあたり、農業委員及び農地利用最適化推進委員が参入者との面談や提出していただいた営農計画書の内容を精査することで、農業者の目から見て、参入後に農家として自立できるのかどうかを判断して、推薦していただくものです。農家は自営業者であり基本的には経営者として、まずは自分で対処していくことが前提となります。もちろん、参入後の相談などのサポートも参入者からの希望があれば行っていきます。実際に、近年、参入した個人や法人の方達は、周囲の農家とのトラブルもなく、農法についての相談、営農の手伝いや農機具の貸し借りなど地元の農家と自発的に交流しています。

4点目の営農計画書についてですが、農作物の生産量、販売、収支など農家が普段行っていることの確認ですので、確認作業が負担になるとは考えていません。また、これからは計画書も議案書として添付しますので、地区担当の委員だけでなく委員全員で内容確認をしていただきたいと思います。

次に目標が達成されなかった場合ですが、あくまでも当初の計画書ですから、途中で変更もありますし、目標を達成できなかったからといって農地を返還しなければならないというものでもありませんので、確認した委員が責任を負うものではありません。

更に、年次チェックについても一人ひとりヒアリングチェックなどには行いませんが、毎年農地利用状況調査や随時調査、解除条件付の場合は法令で定められた年一回の状況報告書の提出などにより営農状況の確認をします。問題があれば相談や指導を実施します。

委員 要綱を作ることは大賛成です。

書記 大磯町の農地の状況を考えた指針が明文化されていないと、大磯町で参入する目安

が判らないですし、参入手続の手順がはっきりしていれば、参入し易いと考えられます。

委員 この要綱案を作成するにあたり、どこかの町の要綱を参考にしていますか。

書記 農業委員会の地方ブロックである中地方農業委員会連合会の所属の市町は3市2町あり、平塚市、伊勢原市、秦野市、二宮町、大磯町で構成されています。新規参入に係る要綱等の状況として、平塚市と二宮町は作成済です。伊勢原市は現在作成中だと伺っています。秦野市は、市と農協が協同で運営している農業塾を開設して研修後に参入する形式をとっています。大磯町の要綱案はこれらの市町のものを参考とさせていただいています。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第37号について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、報告第1号の「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号の「農地法第3条の3の規定による受理通知書」については、議案書13ページの1件でございます。

事務局 《報告第1号1番を朗読》

書記 報告第1号1番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきまして
は、議案書14ページの3件でございます。場所につきましては総会資料の5ページ
から7ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番から3番を朗読》

書記 報告第2号1番から3番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も
含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、
その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和3年第11回大磯町農業委員会総
会を閉会いたします。

(午後2時20分)